

令和6年度

包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		外郭団体等に係る財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告(通知)日
1	3-1	政策局	姫路市まちづくり振興機構	<p>市民会館の指定管理業務の月間警備計画書の提出もれについて</p> <p>まちづくり振興機構は、再委託先に対し月間警備計画書の提出を仕様書では求めている。月間警備計画書の提出を任意とするのではなく義務とするため、月間警備計画書の提出を求める条項を再委託先への仕様書の中に設けることを検討する必要がある。</p>	対応済	令和7年度の仕様書の中に設けた。	R7.5.9
2	3-2	市民局	市民活動推進課	<p>市民会館の指定管理業務の月間警備計画書の提出もれについて</p> <p>令和6年度については、市は、仕様書において、指定管理者に対し月間警備計画書の提出を求めている。しかし、保安警備業務は、設備管理業務などと異なり、業務完了後の警備業務報告書だけでは、不備が生じた場合に事後的に是正することができないため、事前に警備計画書の提出を求めるほうが望ましいので、仕様書において警備計画書の提出を求めることを検討する必要がある。</p>	対応済	令和7年度から基本協定書を一部変更し、仕様書において警備計画書の提出を求めるよう改めました。	R7.5.9
3	3-3	政策局	姫路市まちづくり振興機構	<p>市民会館の指定管理業務の清掃作業計画書の提出もれ</p> <p>まちづくり振興機構は、再委託先から清掃実施予定表の提出を受けてはいたが、再委託先への仕様書には清掃業務に係る月間作業計画書の提出を求める条項がない。提出を任意とするのではなく義務とするため、清掃業務に係る月間作業計画書の提出を求める条項を再委託先への仕様書の中に設けることを検討する必要がある。</p>	対応済	令和7年度の仕様書の中に設けた。	R7.5.9
4	3-4	市民局	市民活動推進課	<p>市民会館の指定管理業務の清掃作業計画書の提出もれ</p> <p>令和6年度については、市は、仕様書において、指定管理者に対し清掃業務に係る作業計画書の提出を求めている。しかし、清掃業務は、設備管理業務などと異なり、業務完了後の業務報告書(清掃業務報告書)だけでは、不備が生じた場合に事後的に是正することが難しい場合が多いので、事前に作業計画書の提出を求めるほうが望ましい。そのため、仕様書において清掃業務に係る作業計画書の提出を求めることを検討する必要がある。</p>	対応済	令和7年度から基本協定書を一部変更し、仕様書において清掃業務に係る作業計画書の提出を求めるよう改めました。	R7.5.9
5	3-5	市民局	生涯現役推進室	<p>家島群島開発総合センター受付等業務委託の業務報告書の提出もれについて</p> <p>市は、仕様書において、業務報告書の提出を求めているものの、具体的な報告項目又は報告内容を明示していない。提出を求める具体的な報告項目又は報告内容を仕様書の中に記載することを検討する必要がある。</p>	対応済	令和7年度から仕様書において業務報告書の報告項目を記載するよう改めました。	R7.5.9

監査テーマ		外郭団体等に係る財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告(通知)日
6	3-6	観光経済局	スポーツ振興室	<p>白浜グラウンド管理運営業務委託の仕様書における業務報告書の報告内容に関する規定について</p> <p>仕様書においては、まちづくり振興機構は、業務報告として、業務実績を明らかにするため、毎月、必要な書類を市に提出し、検査を受けることとされている。しかし、「必要な書類」という表現は、曖昧であり、仕様書の指示事項としては、望ましいものではない。市は、仕様書の文言を改め、具体的な報告項目又は報告内容を示すことを検討する必要がある。</p>	対応済	令和7年度契約分から仕様書の文言を改め、施設の利用件数や清掃実施状況の写真など、具体的な報告項目を明示した。	R7.5.7
7	3-7	観光経済局	スポーツ振興室	<p>白浜グラウンド管理運営業務委託のスポーツ広場設置要綱の制定について</p> <p>公の施設ではなく、設置条例がないため、設置目的、設置基準、管理、利用方法などを定めた基準がない。市は、スポーツ広場に係る要綱を定めて、受託者であるまちづくり振興機構に提示することを検討する必要がある。</p>	対応予定	スポーツ広場設置要綱の策定及び受託者に対する要項の提示に向けた検討を進める。ただし、白浜グラウンドは、上下水道局が管理する東部処理場のリプレイス用地であることから、その計画の進捗状況を注視しながら検討していく必要がある。	R7.5.7
8	3-8	観光経済局	スポーツ振興室	<p>白浜グラウンド管理運営業務委託の白浜グラウンドの所管部署について</p> <p>白浜グラウンドは上下水道局が所管し、行政財産となっているが、スポーツ振興室が上下水道局から使用承認を受けて、スポーツ広場として一時的に活用している。しかし、長期間、上下水道局用の施設は建設されていない。上下水道局の施設が建設される見込みがないのであれば、スポーツ広場に目的を変更して、所管もスポーツ振興室に変えることを検討することが望まれる。</p>	不対応（対応困難等）	<p>上下水道局より、「東部処理場は昭和58年4月から供用開始し、令和7年4月で42年経過し老朽化が激しい状況であることから、令和10年度より、白浜グラウンドの用地を含め上下水道局でボーリング等を含めた東部処理場のリプレイスの調査検討を開始する予定であり、スポーツ振興室所管とすることができない。」と聞いている。</p> <p>現時点において、スポーツ広場への目的変更やスポーツ振興室への所管替えを行うことは、下水道事業の妨げとなる可能性があることから、現在の使用承認という形を維持したいと考えている。</p>	R7.5.7

令和6年度

包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		外郭団体等に係る財務事務等の執行について						
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告(通知)日	
9	3-9	観光経済局	スポーツ振興室	<p>広畑体育館管理運営業務委託の広畑体育館の特別利用料に関する承認手続について</p> <p>広畑体育館の利用料や特別利用料については、市において決定されているが、その決定は慎重になされなければならない。そのため、委託契約の承認手続に先立って、利用料や特別利用料を審査対象項目とした議案の決裁を行うのが望ましい。利用料に関しては、利用料を審査対象項目とした承認手続が行われていたが、特別利用料に関しては、特別利用料を審査対象項目とした承認手続は行われていなかった。特別利用料についても、特別利用料を審査対象項目とした承認手続を行うことを検討することが望まれる。</p>	対応済	令和7年2月17日に、利用料及び特別利用料を審査対象とする決裁を完了した。	R7.5.7	
10	3-10	政策局	姫路市まちづくり振興機構	<p>市民会館の指定管理業務の環境衛生管理業務の測定結果報告書の一部検収印もれについて</p> <p>検収印のない飲料水遊離残留塩素測定報告書及び簡易専用水道定期検査報告書について、まちづくり振興機構に質問したところ、確認はしていたが検収印を押印していなかったとの回答であった。しかし、検収印がないので、監査では、検収の事実を確認することができなかった。検収をした場合には、必ず検収印を押印することを検討する必要がある。</p>	対応済	指摘を受け、速やかに検収印を押印した。	R7.5.9	
11	3-11	政策局	姫路市まちづくり振興機構	<p>市民会館の指定管理業務の自主事業実施報告書の記載内容について</p> <p>年次の自主事業実施報告書は、文化教養講座の開催及び有料コピーサービスの実施について記載されていた。教養講座の開催は、貸館業務であり、自主事業ではないので、年次の自主事業実施報告書には記載しないことを検討するべきである。</p>	対応済	令和6年度から自主事業実施報告書に記載していない。	R7.5.9	
12	3-12	市民局	市民活動推進課	<p>市民会館の指定管理業務の仕様書の大ホール舞台設備の操作及び保守業務に関する記述について</p> <p>市は、仕様書の文言について、現在の運用を認めるのであれば、指定管理者がホール設備等使用明細書の検収をするように変えることを検討する必要がある、市への報告を求めるのであれば、ホール設備等使用明細書の提出先を市と明示して、市がホール設備等使用明細書を検収する方法に変えることを、市は検討する必要がある。</p>	対応済	令和7年度から基本協定書を一部変更し、仕様書において指定管理者がホール設備等使用明細書の検収をするよう改めました。	R7.5.9	

令和6年度

包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		外郭団体等に係る財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告(通知)日
13	3-13	市民局	市民活動推進課	<p><b>市民会館の指定管理業務の大ホール舞台音響設備の点検業務の報告書について</b></p> <p>市のみ（館長の検取印なし）の検取と館長のみでの検取が混在している状況なので、市が当該報告書の提出を受け、市（及び指定管理者）が検取をするべきなのか、あるいは、指定管理者に検取を委ねるべきなのか、どちらにすべきかをはっきりさせて、仕様書に決めた方法を明示することを、市は、検討する必要がある。</p>	対応済	令和7年度から基本協定書を一部変更し、仕様書において指定管理者が検取をするよう改めました。	R7.5.9
14	3-14	市民局	市民活動推進課	<p><b>市民会館の指定管理業務の会館責任者への報告書の提出という文言について</b></p> <p>指定管理者業務仕様書においては、「会館責任者に提出すること」や「会館責任者に報告書を提出すること」などの記載があるが、姫路市市民会館の館長は、指定管理者の職員なので、仕様書の文言としては、ふさわしいものではない。市への報告を求める趣旨の記載であるのであれば、市に提出させる文言に修正して市が検取することを検討する必要がある、指定管理者のチェックに委ねる趣旨の記載であれば、多くが再委託されているということもあり、指定管理者がチェックしたり、検取したりする旨の文言に規定を変えることを、市は、検討する必要がある。</p>	対応済	令和7年度から基本協定書を一部変更し、仕様書において市に提出させる文言に改めました。	R7.5.9
15	3-15	市民局	市民活動推進課	<p><b>市民会館の指定管理業務の例外処理の判断基準について</b></p> <p>処分性の強い例外処理である「市長が特別の理由があると認めた」や「市長が必要と認める」部分を指定管理者に行わせることについては、慎重な運用が必要となる。権力的色彩の強い事務は、行政権の主体が関与して処理するのが望ましいからである。まちづくり振興機構は、その都度所管課と協議して判断しているとのことであったが、判断基準の制定については、市は、まだ判断基準を定めていない。そのため、市は、これらの例外処理について、具体的な判断基準（まちづくり振興機構は、市と必ず協議して判断する点についても、明文化しておくことを含む。）を定めることを検討することが望まれる。</p>	対応予定	処分性の強い例外処理について、判断基準を定めることを検討します。	R7.5.9
16	3-16	市民局	市民活動推進課	<p><b>市民会館の指定管理業務の文化教養講座の優先的取扱いの審査について</b></p> <p>文化教養講座の優先的取扱いは、非常に重要な審査事項であるので、市は姫路市市民会館条例施行規則に抵触しない範囲内で、施設の平等利用の確保を阻害しないような、文化教養講座に関する使用許可の審査基準を作成し、まちづくり振興機構に提示することを検討することが望まれる。</p>	対応予定	文化教養講座に関する使用許可について、審査基準を作成することを検討します。	R7.5.9

監査テーマ		外郭団体等に係る財務事務等の執行について						
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告(通知)日	
17	3-17	市民局	市民活動推進課	<p><b>市民会館の指定管理業務の公募化の検討について</b></p> <p>現在、姫路市市民会館の指定管理者の選定は、非公募により行われている。しかし、再委託割合（指定管理料に対する再委託費の割合）が60.9%と非常に高く、また、類似の業務を行っている施設の指定管理者の多くが公募により選定されていることから、市は、今後の指定管理者の選定について公募化を検討することが望まれる。</p>	不対応（対応困難等）	市民会館については、令和7年3月公表の個別実施計画において大規模改修は行わず取り壊しを前提としており、時期や機能の存廃については、今後の施設利用状況、施設の安全性、設備の劣化状況、及び本市の財政状況等を見ながら引き続き検討していく予定であるため、指定管理者の選定について公募化することは難しいと思われます。	R7.5.9	
18	3-18	政策局	姫路市まちづくり振興機構	<p><b>花の北市民広場の指定管理業務の自主事業実施報告書の記載内容について</b></p> <p>箏曲以外の文化教養講座の開催は、貸館業務（各文化教養講座の講師等が市民会館の部屋を借りて当該講師等が開催する事業）であり、自主事業ではないので、年次の自主事業実施報告書には記載しないことを検討する必要がある。</p>	対応済	令和6年度から自主事業実施報告書に記載していない。	R7.5.9	
19	3-19	政策局	姫路市まちづくり振興機構	<p><b>花の北市民広場の指定管理業務の環境衛生管理業務の業務報告書について</b></p> <p>まちづくり振興機構は、環境衛生管理業務について、業務報告書を市に提出していない。まちづくり振興機構は、環境衛生管理業務に係る業務報告書の提出を検討する必要がある。</p>	対応済	指摘を受け、速やかに提出を行った。	R7.5.9	
20	3-20	市民局	市民活動推進課	<p><b>花の北市民広場の指定管理業務の環境衛生管理業務の業務報告書について</b></p> <p>市は、仕様書において、総則で、業務報告書の提出を求めているものの、具体的な報告項目又は報告内容を明示していない。環境衛生管理業務に係る測定結果報告など、提出を求める具体的な報告項目又は報告内容を仕様書の中に記載することを検討する必要がある。</p>	対応済	令和7年度から基本協定書を一部変更し、仕様書において具体的な報告項目を記載しました。	R7.5.9	
21	3-21	政策局	姫路市まちづくり振興機構	<p><b>花の北市民広場の指定管理業務の大ホール設備の操作及び保守業務の業務報告書について</b></p> <p>業務報告書を市に提出していないので、まちづくり振興機構は、大ホール設備の操作及び保守業務に係る業務報告書の提出を検討する必要がある。</p>	対応済	指摘を受け、速やかに提出を行った。	R7.5.9	
22	3-22	市民局	市民活動推進課	<p><b>花の北市民広場の指定管理業務の大ホール設備の操作及び保守業務の業務報告書について</b></p> <p>市は、仕様書において、総則で、業務報告書の提出を求めているものの、具体的な報告項目又は報告内容を明示していない。提出を求める具体的な報告項目又は報告内容を仕様書の中に記載することを検討する必要がある。</p>	対応予定	仕様書において、提出を求める具体的な報告項目又は報告内容を記載することを検討します。	R7.5.9	

令和6年度

包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		外郭団体等に係る財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告(通知)日
23	3-23	市民局	市民活動推進課	<p>花の北市民広場の指定管理業務の大ホール舞台吊物機構の点検業務に係る報告書について</p> <p>指定管理者業務仕様書においては、大ホール舞台吊物機構の点検業務について、点検の日時、工程等を係員と打ち合わせし、点検作業及び故障修理等が完了した場合は、すみやかに報告書を係員に提出することとなっているが、係員が誰を指すのか不明瞭である。指定管理者に対する仕様書なので、市の係員とも読めるが、報告書は市に提出されていない。市は、係員と記載されている部分について、仕様書の指示事項を明瞭にするよう検討する必要がある。</p>	対応済	令和7年度から基本協定書を一部変更し、仕様書において市に提出させる文言に改めました。	R7.5.9
24	3-24	市民局	市民活動推進課	<p>花の北市民広場の指定管理業務の自動ドアの保守点検業務に係る報告書について</p> <p>指定管理者業務仕様書においては、自動ドアの保守点検業務について、定期点検終了後、花北広場に報告書を提出することとなっているが、花北広場（花の北市民広場のこと）が誰を指すのか不明瞭である。指定管理者に対する仕様書なので、市の花北広場の担当者とも読めるが、報告書は市に提出されていない。市は、花北広場と記載されている部分について、仕様書の指示事項を明瞭にするよう検討する必要がある。</p>	対応済	令和7年度から基本協定書を一部変更し、仕様書において市に提出させる文言に改めました。	R7.5.9
25	3-25	市民局	市民活動推進課	<p>花の北市民広場の指定管理業務の例外処理の判断基準について</p> <p>処分性の強い例外処理である「市長が特別の理由があると認めた」や「市長が必要と認める」部分を指定管理者に行わせることについては、慎重な運用が必要となる。権力的色彩の強い事務は、行政権の主体が関与して処理するのが望ましいからである。まちづくり振興機構は、その都度所管課と協議して判断しているとのことであったが、判断基準の制定については、市は、まだ判断基準を定めていない。市は、これらの例外処理について、具体的な判断基準（まちづくり振興機構は、市と必ず協議して判断する点についても、明文化しておくことを含む。）を定めることを検討することが望まれる。</p>	対応予定	処分性の強い例外処理について、判断基準を定めることを検討します。	R7.5.9
26	3-26	市民局	市民活動推進課	<p>花の北市民広場の指定管理業務の文化教養講座の優先的取扱いの審査について</p> <p>文化教養講座の優先的取扱いは、非常に重要な審査事項であるので、市は、姫路市花の北市民広場条例施行規則に抵触しない範囲内で、施設の平等利用の確保を阻害しないような使用許可の審査基準を作成し、まちづくり振興機構に提示することを検討することが望まれる。</p>	対応予定	文化教養講座に関する使用許可について、審査基準を作成することを検討します。	R7.5.9

令和6年度

包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		外郭団体等に係る財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告(通知)日
27	3-27	市民局	市民活動推進課	<p>花の北市民広場の指定管理業務の公募化の検討について</p> <p>再委託割合（指定管理料に対する再委託費の割合）が57.7%と非常に高く、また、類似の業務を行っている施設の指定管理者の多くが公募により選定されていることから、市は、今後の指定管理者の選定について公募化を検討することが望まれる。</p>	対応予定	<p>指定管理者制度そのものの目的は、民間事業者の活力を活用した住民サービスの向上や施設管理における費用対効果の向上等とされており、民間事業者のノウハウを活用し施設の活性化やサービスの向上を図るとともに、単純なコスト削減ではなく費用対効果の向上が必要と考えております。一方で、花の北市民広場については、民間事業者に単独で管理を委ねるよりも、隣接している花北体育館と一体管理をした方が効率的であり、サービスの向上に繋がることから、花北体育館と同様に非公募としています。しかし、今後、指定管理者の選定について、公募化の効果やその必要性を改めて検討していきます。</p>	R7.5.9
28	3-28	政策局	姫路市まちづくり振興機構	<p>地区市民センターの指定管理業務の自主事業実施報告書の記載内容について</p> <p>城乾市民センターの茶道以外の文化教養講座の開催は、貸館業務であり、自主事業ではないので、年次の自主事業実施報告書には記載しないことを検討する必要がある。</p>	対応済	<p>今後は記載しない。</p>	R7.5.9
29	3-29	政策局	姫路市まちづくり振興機構	<p>地区市民センターの指定管理業務の環境衛生管理業務の業務報告書について</p> <p>まちづくり振興機構は、環境衛生管理業務について、業務報告書を市に提出していない。まちづくり振興機構は、環境衛生管理業務に係る業務報告書の提出を検討する必要がある。</p>	対応済	<p>指摘を受け、速やかに提出を行った。</p>	R7.5.9
30	3-30	市民局	市民活動推進課	<p>地区市民センターの指定管理業務の環境衛生管理業務の業務報告書について</p> <p>市は、仕様書において、業務報告書の提出を求めているものの、具体的な報告項目又は報告内容を明示していない。環境衛生管理業務に係る測定結果報告など、提出を求める具体的な報告項目又は報告内容を仕様書の中に記載することを検討する必要がある。</p>	相違	<p>城乾市民センター等については、特定建築物以外の建築物であり、環境衛生管理業務が不要だったことから、令和7年度から基本協定書を一部変更し、仕様書において環境衛生管理業務を削除しました。</p>	R7.5.9

令和6年度

包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		外郭団体等に係る財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告(通知)日
31	3-31	市民局	市民活動推進課	<p>地区市民センターの指定管理業務の自動ドアの保守点検業務に係る報告書について</p> <p>指定管理者業務仕様書においては、自動ドアの保守点検業務について、定期点検終了後、各センターに報告書を提出することとなっているが、各センターが誰を指すのかわからない。指定管理者に対する仕様書なので、市の各センターの担当者とも読めるが、報告書は市に提出されていない。市は、各センターと記載されている部分について、仕様書の指示事項を明瞭にするよう検討する必要がある。</p>	対応済	令和7年度から基本協定書を一部変更し、仕様書において市に提出させる文言に改めました。	R7.5.9
32	3-32	市民局	市民活動推進課	<p>地区市民センターの指定管理業務の例外処理の判断基準について</p> <p>処分性の強い例外処理である「市長が特別の理由があると認めた」や「市長が必要と認める」部分を指定管理者に行わせることについては、慎重な運用が必要となる。権力的色彩の強い事務は、行政権の主体が関与して処理するのが望ましいからである。まちづくり振興機構は、その都度所管課と協議して判断しているとのことであったが、判断基準の制定については、市は、まだ判断基準を定めていない。</p> <p>市は、これらの例外処理について、具体的な判断基準（まちづくり振興機構は、市と必ず協議して判断する点についても、明文化しておくことを含む。）を定めることを検討することが望まれる。</p>	対応予定	処分性の強い例外処理について、判断基準を定めることを検討します。	R7.5.9
33	3-33	市民局	市民活動推進課	<p>地区市民センターの指定管理業務の文化教養講座の優先的取扱いの審査について</p> <p>文化教養講座の優先的取扱いは、非常に重要な審査事項であるので、市は、条例施行規則に抵触しない範囲内で、施設の平等利用の確保を阻害しないような、文化教養講座に関する使用許可の審査基準を作成し、まちづくり振興機構に提示することを検討することが望まれる。</p>	対応予定	文化教養講座に関する使用許可について、審査基準を作成することを検討します。	R7.5.9

監査テーマ		外郭団体等に係る財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告(通知)日
34	3-34	市民局	市民活動推進課	<p><b>地区市民センターの指定管理業務の公募化の検討について</b></p> <p>現在、姫路市城乾市民センター等の指定管理者の選定は、非公募により行われおり、これら以外の地区市民センターの指定管理者が公募により選定されていることから、市は、今後の指定管理者の選定について公募化を検討することが望まれる。</p>	対応予定	指定管理者制度そのものの目的は、民間事業者の活力を活用した住民サービスの向上や施設管理における費用対効果の向上等とされており、民間事業者のノウハウを活用し施設の活性化やサービスの向上を図るとともに、単純なコスト削減ではなく費用対効果の向上が必要と考えております。城乾市民センター等については、サブ市民センターであり施設規模が小さいため、民間事業者のノウハウの活用による費用対効果が小さいことから、非公募としています。しかし、今後、指定管理者の選定について、公募化の効果やその必要性を改めて検討していきます。	R7.5.9
35	3-35	政策局	姫路市まちづくり振興機構	<p><b>総合センター清掃等業務委託の委託料の精算について</b></p> <p>市は、総合センターの清掃業務、窓口業務などの業務を、まちづくり振興機構に委託している。総合センター清掃等業務委託契約約款において、委託料は、委託業務完了の確認後、精算するものとされており、まちづくり振興機構は、業務完了後、委託料精算書作成し、市に提出して精算している。</p> <p>委託料の精算は、消費税抜きの金額で収支決算報告書を作成し、算出された収支差額に消費税を加えて(10%加算して)返納額を求める方法に変えることを検討する必要がある。</p>	不対応(対応困難等)	まちづくり振興機構は令和6年度から総合センター業務に携わっていない。	R7.5.9
36	3-36	政策局	姫路市まちづくり振興機構	<p><b>総合センター清掃等業務委託の日常清掃・受付業務報告書の確認印について</b></p> <p>受託業務したまちづくり振興機構は、「日常清掃・受付業務報告書」に従事者に作成させ、業務報告書に添付することになっており、「日常清掃・受付業務報告書」は、日次ベースの事業所長確認印欄が設けられている。</p> <p>令和5年度の「日常清掃・受付業務報告書」を閲覧したところ、7カ所の総合センターのうち6カ所は、日次ベースで事業所長確認印が押印されていたが、1カ所の総合センターは、7月と11月を除き、月次ベースで欄外などに押印されていた。</p> <p>当該1カ所の総合センターについても、「日常清掃・受付業務報告書」の事業所長確認印を、日次ベースで押印することを検討する必要がある。</p>	不対応(対応困難等)	まちづくり振興機構は令和6年度から総合センター業務に携わっていない。	R7.5.9

監査テーマ		外郭団体等に係る財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告(通知)日
37	3-37	教育委員会事務局	城内図書館	<p><b>図書館分館奉仕等業務委託の指定管理者制度の導入検討について</b></p> <p>姫路市立図書館の分館（全部で14分館）のうち、10カ所の分館に係る図書館分館奉仕等業務が、一者随意契約により、まちづくり振興機構に委託されている。</p> <p>姫路市立図書館の分館のうち、飾磨分館、網干分館、広畑分館及び安富分館については、指定管理者制度が導入されており、民間事業者が指定管理者となっている。これらの分館は、ホール等が併設されており、ホール等の管理業務が加わっているものの、図書館業務も指定管理業務に含まれている。図書館業務に指定管理者制度が導入できているので、現在の随意契約理由は、成り立ちにくくなっている。</p> <p>市は、まちづくり振興機構に委託している図書館分館奉仕等業務委託業務について、今後、指定管理者制度の導入を検討することが望まれる。</p>	対応予定	指定管理制度を導入している図書館分館は、「姫路市図書館併設ホール条例」に基づく施設に併設している図書館分館のみである。他の図書館分館は、他の公共施設との複合施設が多く、指定管理制度にはなじまないと考える。しかしながら、ご指摘のとおり、指定管理制度を導入している分館もあるため、姫路市公共施設等総合管理計画などを踏まえた姫路市立図書館の在り方に基づき、図書館奉仕等業務の委託方法を検討したい。	R7.5.9
38	3-38	政策局	姫路市まちづくり振興機構	<p><b>図書館分館奉仕等業務委託の委託料の精算について</b></p> <p>まちづくり振興機構に委託されている図書館分館奉仕等業務委託について、同約款において、委託料は委託業務完了の確認後、精算するものとされている。</p> <p>委託料の精算は、消費税抜きの金額で収支決算報告書を作成し、算出された収支差額に消費税を加えて（10%加算して）返納額を求める方法に変えることを検討する必要がある。</p>	対応済	姫路市の担当課とともに検討を行い、令和6年度委託料の精算から、人件費など経費の決算額に応じた消費税額を算出することにより、適正に返納額を求める方法に変更した。	R7.5.9
39	3-39	政策局	姫路市まちづくり振興機構	<p><b>姫路シーサイドゴルフコース管理運営事業</b></p> <p>当ゴルフ場の大きな課題の一つである施設及び設備等の老朽化対策については、まちづくり振興機構はその改修資金として、令和5年度末に約120,000千円を積み立てているが、ゴルフ場の規模からみて十分とはいえない。まちづくり振興機構の経営成績等をみながら、積み立ての増額を図る必要がある。また、効率のかつ有効な改修を進めるために、運営会社である姫路ウォーターフロントと協議を重ねながら、長期的な修繕計画を立案し、実行する必要がある。姫路市と連携して、姫路ウォーターフロントの債務超過の解消のために同社の費用負担の軽減等を検討すべきである。</p>	対応予定	今後も姫路ウォーターフロントの経営状況に応じて、同社に請求する施設貸付料の減額等の経営支援を行う。 また、施設貸付料を原資に改修資金の積み立てを継続して行うとともに、長期的な施設改修計画を策定する。	R7.5.9

監査テーマ		外郭団体等に係る財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告(通知)日
40	3-40	政策局	企画政策室	<p><b>姫路シーサイドゴルフコース管理運営事業</b></p> <p>姫路市はまちづくり振興機構と連携して、姫路ウォーターフロントの業績回復に最大限の努力をすべきである。具体的には、現在、市は同ゴルフ場用地の最大の面積を有する地主であり、ゴルフ場の施設を所有するまちづくり振興機構から地代約10,000千円を受け取っている。この地代を減免することにより、ゴルフ場経営会社である同団体の経費負担を間接的に軽減すること等の支援策を検討することが望まれる。</p>	対応済	<p>本市では、姫路ウォーターフロント(株)(以下「同社」という。)が独立した事業主体であることを踏まえつつ、ゴルフ場施設の所有者である一般財団法人まちづくり振興機構(以下「機構」という。)の経営状況も見極めながら、3者が緊密に連携・情報共有を図ることにより、ゴルフ場運営に関する対策を検討し、適宜対応を行っている。</p> <p>ゴルフ場用地の地代については、これまでも適宜見直しを行い、本事業の公共性等を踏まえ、土地の評価額を基準とした貸付料に比べて低廉な単価で貸し付けを行っている。</p> <p>今後も、同社及び機構との連携を図りながら、ゴルフ場施設等の老朽化対策や債務超過の解消に向け、中長期的な視点から必要な対応を行っていく。</p>	R7.5.9
41	3-41	健康福祉局	姫路市社会福祉事業団	<p><b>事業団経理規程を実施するために必要な事項について</b></p> <p>事業団経理規程を実施するためには、補足しておくことが望ましい事項があるが、全国社会福祉法人経営者協議会が2017(平成29)年1月31日付けで公表している「社会福祉法人モデル経理規程細則」を参考資料のひとつとして活用し、事業団の事情に応じた補足事項についての独自の規定を定めることが望まれる。</p>	対応予定	<p>当事業団の実情に応じて必要な細則を定めることを検討します。</p>	R7.5.9
42	3-42	健康福祉局	姫路市社会福祉事業団	<p><b>経理規程における重要性の基準について</b></p> <p>事業団経理規程の第40条第4項、第55条及び第56条における重要性の判断にあたっての一定の基準を設け、文書により明らかにしておくことが望ましい。</p>	対応予定	<p>重要性の基準について、一定の基準を設けることを検討します。</p>	R7.5.9
43	3-43	健康福祉局	姫路市社会福祉事業団	<p><b>金種別表への押印について</b></p> <p>小口現金の実際残高の証憑となる「金種別表」には、担当者(出納職員)と拠点の会計責任者である所長(施設長)が押印することが望まれる。</p>	対応済	<p>ご指摘のとおり、押印することとします。</p>	R7.5.9
44	3-44	健康福祉局	姫路市社会福祉事業団	<p><b>会計伝票の記載事項について</b></p> <p>サービス区分を設定している拠点区分の会計伝票の記載事項にサービス区分を含めることが望ましい。</p>	対応予定	<p>ご指摘のとおり、会計ソフトウェアの機能の設定の変更を検討します。</p>	R7.5.9

令和6年度

包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		外郭団体等に係る財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告(通知)日
45	3-45	健康福祉局	姫路市社会福祉事業団	リース契約書について	対応予定	ご指摘のとおり、今後は契約書の内容を調査し、その必要性について慎重に検討し対応します。	R7.5.9
				リース契約にあたって書面を取り交わす際には、リース契約のしくみについて再度確認をするとともに、一般的ではない契約書を入手した場合は、その内容を調査したうえで、その書面が当該契約において必要なものであるかどうかについて、慎重に検討することが望まれる。			
46	3-46	健康福祉局	姫路市社会福祉事業団	リース契約の見積書について	対応予定	ご指摘のとおり、今後は見積書の内容を検証し対応します。	R7.5.9
				リース契約に先立って見積書を入手する際には、見積価格が妥当であるかどうかの検証や、リース取引がファイナンス・リース取引に該当するのオオベレーティング・リース取引に該当するののかについての判断を行うにあたって有用な見積書を入手することが望ましい。			
47	3-47	健康福祉局	姫路市社会福祉事業団	賞与引当金に対応する社会保険料等について	対応予定	ご指摘のとおり、賞与引当金に対応する社会保険料等についても計上することとしたい。	R7.5.9
				賞与を支給する場合には、必ず社会保険料及び労働保険料が発生するが、これについても金額を合理的に見積もることができるため、これらの保険料の法人負担分についても賞与引当金を計上することが望ましい。			
48	3-48	健康福祉局	高齢者支援課	姫路市立ふれあいの郷養護老人ホーム指定管理者業務仕様書の記載事項について	対応予定	2026年4月1日から新たに締結した姫路市立ふれあいの郷養護老人ホームの管理に関する基本協定について、早期に基本協定の一部を変更する協定を締結いたします。	R7.5.9
				姫路市立ふれあいの郷養護老人ホーム指定管理者業務仕様書の中に、入所者の日常生活に要する費用の取扱い及び入所者の預り金の出納管理等について、指定管理者として行う業務の範囲及び内容として記載することを検討することが望ましい。			
49	3-49	健康福祉局	総合福祉通園センター	姫路市立障害者支援センター等の指定管理者業務について	対応済	給付費等の請求等に関する業務について、指定管理業務仕様書3業務内容のなお書きの市に留保するものから削除した。	R7.5.9
				指定管理業務の範囲及び内容を明確にするため、指定管理者業務仕様書における介護給付費、訓練等給付費及び地域生活支援給付費の請求等に関する業務の記載内容を見直すことが望ましい。			

令和6年度

包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		外郭団体等に係る財務事務等の執行について					
-------	--	----------------------	--	--	--	--	--

No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告(通知)日
50	3-50	健康福祉局	姫路市社会福祉事業団	<p>障害者体育館及び障害者やすらぎルームにおける使用料の取り扱いについて</p> <p>障害者体育館及び障害者やすらぎルームの使用料の取り扱いに関して誤解や疑念を抱かれることのないようにするため、当該使用料の取り扱いに関する業務の範囲と内容について整理するとともに、指定管理者業務仕様書及び業務委託仕様書の記載の内容についての見直しを検討することが望ましい。</p>	対応済	障害者体育館及び障害者やすらぎルームの使用料については、令和7年度の障害児療育関係事業業務委託仕様書の記載を徴収事務に改めて契約を締結した。	R7.5.9
	3-50	健康福祉局	総合福祉通園センター	<p>障害者体育館及び障害者やすらぎルームにおける使用料の取り扱いについて</p> <p>障害者体育館及び障害者やすらぎルームの使用料の取り扱いに関して誤解や疑念を抱かれることのないようにするため、当該使用料の取り扱いに関する業務の範囲と内容について整理するとともに、指定管理者業務仕様書及び業務委託仕様書の記載の内容についての見直しを検討することが望ましい。</p>	対応済	障害者体育館とやすらぎルームの使用料については、令和7年度の障害児療育関係事業業務委託仕様書の記載を徴収事務に改めて契約を締結した。	R7.5.9
51	3-51	観光経済局	姫路市中小企業共済センター	<p>理事会への出席について</p> <p>みなし決議が行われた理事会を除くとほぼ全ての理事会で複数の欠席者が発生しており、かつ、継続的に欠席している理事も存在する。理事が出席しやすいよう日程調整を行うとともに、それでも出席が困難な理事については、理事としての適格性について共済センターとしての結論を出し、これに応じた対応を行うことが望ましい。</p>	対応済	理事会の開催は3月、6月となっており、当センターの理事等の方々は事業所の経営者または役員等であり年度末若しくは年度当初の繁忙期にあたり最も多忙な時期で、日程調整には苦慮している。実際のところ、事業計画や実績報告等について一定の意見等を反映していくためには様々な分野の事業主等から意見を聞く必要があり、可能な限り日程調整を行っているが、会員事業所の中で多忙でない経営者等はいないとされる。今後とも鋭意開催日程の調整に努めたい。なお、欠席される理事等については事前に「意見・質問票」を送付し、意見を求めるなど様々な意見をくみ取れる方策を採り入れている。	R7.5.7
52	3-52	観光経済局	姫路市中小企業共済センター	<p>業務委託に係る稟議における複数見積りの取得について</p> <p>業務委託については、契約内容について適切に検討を行ったものであっても、その検討過程などを記録として残しておくことが望ましい。特に、外形的に取引の適正性に疑念の生じやすい契約については複数見積りを取得するなど、十分な根拠を残しておくべきである。また、業務範囲についても契約書において明確に定めることが望ましい。</p>	対応済	この度指摘を受けた業務委託については、委託先がその業務内容に精通していたこと、必要な時期に業務遂行できること等を基に、内部協議したうえで決裁を受けたものである。今後については、ご指摘のとおり、委託先、委託料、委託期間等のみならず、当委託が当センターにとって有利であることの説明の記載、また、委託の妥当性の観点から複数の見積り取得を行い、適正な書類を作成のうえ決裁を受け、業務委託を行っていくよう職員に指示済みであり、実施に努めている。	R7.5.7

令和6年度

包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		外郭団体等に係る財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告(通知)日
53	3-53	健康福祉局	姫路市救急医療協会	公益目的事業比率の見直しについて	対応予定	顧問税理士と相談のうえ、適切に対応していく。	R7.5.9
				正味財産増減計算書内訳表等の公益目的事業と法人会計との按分比率について、過年度に採用した按分比率を鵜呑みにすることなく、事業環境の変化や配賦基準の変化を踏まえて適切なものとなっているかどうかの見直しを定期的実施することが望ましい。			
54	3-54	健康福祉局	姫路市救急医療協会	監事と顧問税理士の兼任について	対応予定	監事を変更する予定としている。	R7.5.9
				協会のガバナンス上、監事と顧問税理士との兼務は解消することが望ましい。			
55	4-1	健康福祉局	高齢者支援課	見積書と精算書の内訳項目の整合性について	対応予定	「意見の要旨」でご指摘のとおり、見積書の内訳項目と一致した精算書の作成及び提出を早期に相手方へ依頼いたします。	R7.5.9
				2つの委託契約（姫路市生活支援体制整備事業業務委託、成年後見委託業務）につき、見積書の内訳項目と精算書の合計金額は一致していたが、内訳項目が一致していないため、内訳項目別に差額が発生しているのかの判別ができなかった。精算金額について、見積書と同じ内訳項目別の精算書を入手し、内訳項目別の差額を把握し、その差額の原因分析をすることは、委託料の妥当性を判断するのに有用である。よって、見積書の内訳項目と一致した精算書を入手することが望ましい。			
56	4-2	観光経済局	姫路市シルバー人材センター	完了報告書添付の写真の撮影位置について	対応済	令和6年度契約については、業務委託が完了してから日数が経過して現場が変化しているため、改めて写真を撮影し直すことはできなかった。 今後の契約については、同一の場所を作業前、作業中、作業後に同一の画角で撮影するように業務担当者に指示済みであり、どの業務に関する作業であるかの説明を加えた写真を、業務完了報告書に添付して提出する。	R7.5.7
				あじさいの里管理業務委託契約において、業務完了報告書に添付する写真は、同一の場所を同一の画角で撮影したもので、かつ、どの業務に関する写真なのか分かる説明の記載を求めることが望ましい。			
56	4-2	政策局	ひめじ創生戦略室	完了報告書添付の写真の撮影位置について	対応済	受託者に対し、業務完了報告書に添付する写真について、撮影場所及び画角を統一すること、並びに業務内容の付記することを依頼し、改めました。 今後も、業務の実施状況が適切に確認できるよう、受託者との契約時に綿密に打合せを行うなど、適切な業務実施に努めていきます。	R7.5.9
				あじさいの里管理業務委託契約において、業務完了報告書に添付する写真は、同一の場所を同一の画角で撮影したもので、かつ、どの業務に関する写真なのか分かる説明の記載を求めることが望ましい。			

令和6年度

包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		外郭団体等に係る財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告(通知)日
57	4-3	健康福祉局	国民健康保険家島診療所	委託業務内容の記載について 家島診療所管理業務委託契約の仕様書において、できる限り具体的な業務内容を記載しておくことが望ましい。	対応済	監査結果に基づき、業務委託仕様書、委託業務内容について、これまでの2項目を7項目とし、より具体的に記載、対応済。	R7.5.9
58	4-4	観光経済局	産業振興課	仕様書の委託業務の記載の仕方について 大手前通りイルミネーション賑わい創出業務委託契約の仕様書において、再委託に必要な手続き(書面による承諾など)を採らないまま、出店業務を再委託していると捉えられるおそれがあるため、業務内容の記載を「出店イベントの企画運営業務」などと訂正することが望ましい。	対応済	令和7年度以降、同様の委託を行う際は、指摘のとおり、出店業務を再委託していると捉えられないような記載内容に変更した。	R7.5.7
59	4-5	観光経済局	観光コンベンション室	業務報告書の提出について 観光案内所案内等業務委託契約において、委託した業務内容が適切に履行されたか確認する必要があるため、観光コンベンションビューローに対し、業務従事者の勤務実績などが記載された業務報告書の提出を求めることが望ましい。	対応済	毎月の業務実績の報告において、業務受託者から当月の来所者の状況、相談内容の状況及び人員配置シフト表等を提出させていたが、令和6年11月より、それらの資料に加え、業務従事者の勤務時間等の実績が記載された業務実施体制確認資料(受託者の上長まで確認を経たもの)を提出させることとし、業務が適切に履行できているかを把握する報告体制を整えた。	R7.4.18
60	5-1	政策局	姫路ウォーターフロント株式会社	食堂収入について 食道部門が実質赤字というのは本来あるべき姿ではないので、客単価のアップの方策の実施、もしくは値上げを検討すべきである。	対応済	お客様のニーズに合わせた令和7年5月からの昼食メニュー変更に合わせて、ベーシック昼食メニュー(プレー料金に含まれている昼食)以外の追加料金が必要な昼食メニュー全品について値上げを実施します。	R7.5.9
61	5-2	政策局	姫路ウォーターフロント株式会社	賞与引当金の未計上について 期間損益の適正の観点から、賞与引当金の計上が望まれる。	対応予定	令和7年度以降、退職給付引当金計上後の収支状況等を踏まえて再度検討します。	R7.5.9

令和6年度

包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		外郭団体等に係る財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告(通知)日
62	5-3	政策局	姫路ウォーターフロント株式会社	<p><b>法人の今後について</b></p> <p>来場者数は自然環境である天候に左右されるため、安定的に来場者数を増加させることは容易ではないが、今後もさまざまな工夫をされ、安定的な来場者の確保に務めることが望まれる。</p>	対応済	<ul style="list-style-type: none"> <li>・友の会制度の内容充実</li> <li>・SNSを効果的に利用した戦略的な情報発信</li> <li>・魅力的なイベント（ロングランコンペ、カテゴリー別月例競技会等）開催</li> <li>・老朽化設備（クラブハウス、乗用カート等）の改修、更新</li> <li>・次世代ゴルファーの創出、育成</li> </ul> <p>などの集客対策を積極的に実施して来場者の確保に努めます。</p>	R7.5.9
63	5-4	政策局	企画政策室	<p><b>法人の今後について</b></p> <p>姫路市が多額の出資する団体であり、同団体が安定して単年度黒字を計上し続けるために市としてもできる援助を実施する必要がある。具体的には、地代を減免することにより、ゴルフ場経営会社である同団体の経費負担を間接的に軽減すること等の支援策を検討することが望まれる。</p>	対応済	<p>本市では、姫路ウォーターフロント(株)（以下「同社」という。）が独立した事業主体であることを踏まえつつ、ゴルフ場施設の所有者である一般財団法人まちづくり振興機構（以下「機構」という。）の経営状況も見極めながら、3者が緊密に連携・情報共有を図ることにより、ゴルフ場運営に関する対策を検討し、適宜対応を行っている。</p> <p>ゴルフ場用地の地代については、これまでも適宜見直しを行い、本事業の公共性等を踏まえ、土地の評価額を基準とした貸付料に比べて低廉な単価で貸し付けを行っている。</p> <p>今後も、同社及び機構との連携を図りながら、ゴルフ場施設等の老朽化対策や債務超過の解消に向け、中長期的な視点から必要な対応を行っていく。</p>	R7.5.9
64	5-5	都市局	イーグレひめじ管理株式会社	<p><b>委託料の毎月の支払額について</b></p> <p>管理組合法人との建物管理受託契約の一部変更契約の変更された内容が客観的に分かりづらいため、変更前と変更後の契約内容をそれぞれ併記することが望ましい。</p>	対応済	<p>管理組合法人との建物管理受託契約との契約を全面的に見直し、令和7年度からの新たな契約開始時期に合わせて、契約期間中は金額を変更しないことにしました。</p>	R7.4.22
65	5-6	都市局	イーグレひめじ管理株式会社	<p><b>建物管理委託契約の見直しについて</b></p> <p>管理組合法人との建物管理委託契約書の第10条第1項に「第3条第5号の業務」と記載があるが、第3条第5号は存在しないため、削除することが望ましい。</p>	対応済	<p>管理組合法人との建物管理受託契約との契約を全面的に見直し、第3条及び第10条を適切な条文に変更しました。</p>	R7.4.22

令和6年度

包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		外郭団体等に係る財務事務等の執行について						
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告(通知)日	
66	5-7	都市局	イーグレひめじ管理株式会社	管理経營業務委託契約書の見直しについて	対応予定	再委託先である西松建設(株)が、令和6年度末に所有床を別会社に譲渡しました。契約内容はそのまま別会社に承継されることになっているが、その別会社と協議し、令和7年度中に新たな契約を締結する予定です。	R7.4.22	
				再委託先と締結している管理経營業務委託契約書において、物件所有者名がすでに解散した「お城本町市街地再開発組合」の表示のままとなっており、また、契約締結から20年以上が経過しているため、見直しを検討することが望ましい。				
67	5-8	都市局	イーグレひめじ管理株式会社	経理規程について 経理規程がないため、早急に作成することが望ましい。	対応済	令和7年3月に、経理規定を策定しました。	R7.4.22	
68	5-9	都市局	イーグレひめじ管理株式会社	再委託の書面による承諾について	対応済	日本管財(株)との委託契約書の条文及び別紙1の中で、再委託できる業務を明確にしました。	R7.4.22	
				一般的な業務委託契約書の再委託禁止条項では、例外的に委託者の承諾を得て再委託を行う場合、承諾の有無が問題にならないよう、承諾を書面によって行うと定めていることが多い。しかし、日本管財との建物総合管理業務委託契約書では承諾を書面で行うことを求める記載となっていないため、「甲の書面による承諾」と訂正することが望ましい。				
69	5-10	都市局	イーグレひめじ管理株式会社	契約期間の定めについて	対応済	令和7年度からの新たな契約の中に、契約期間を定める条項を設けました。	R7.4.22	
				日本管財との建物総合管理業務委託契約書において、契約期間の定めを設けた条項を設けることが望ましい。				
70	5-11	都市局	イーグレひめじ管理株式会社	空きテナントについて	対応済	管理会社が所有している2店舗のうち、1店舗は令和6年11月に賃貸借契約を締結しました。もう1店舗が空きになっていますが、アトリウム(1階イベントスペース)を利用した団体等に打診するなど積極的に取り組んでいます。空いているときは、1日貸しなどで活用を図っています。	R7.4.22	
				管理株式会社が所有している空きテナントについて、積極的にテナント探しを行うか、テナント以外の利用方法を検討するなど有効利用に努めることが望まれる。				
71	5-12	観光経済局	文化国際課	指定管理者の公募方法について	対応予定	次回の指定管理者の公募に向け、検討したい。	R7.5.8	
				市民プラザの指定管理者の公募入札において、初回を除いて1者しか応募がない状況が続いているため、応募者が増えるような工夫を検討することが望ましい。				
72	5-13	観光経済局	文化国際課	指定管理者の選定の審査基準について	対応予定	他の指定管理施設の状況等を研究するなど、次回の選定に向けて検討したい。	R7.5.8	
				市民プラザの指定管理者の業務の大部分は施設の維持管理業務であることから、指定管理者の選定の際の審査基準が適切かどうか見直すことが望ましい。				

令和6年度

包括外部監査結果報告書における意見及び対応状況

監査テーマ		外郭団体等に係る財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告(通知)日
73	5-14	観光経済局	文化国際課	<p>駐車場料金について</p> <p>市民プラザの施設利用者について、駐車場料金の減免などを検討することが望ましい。</p>	不対応(対応困難等)	市の公共施設の中でも、専用駐車場があり駐車料金を徴収している施設もあれば無料の施設もあるうえ、市民プラザのように隣接するコインパーキング等に駐車して利用されることが多い施設もある。文化芸術の振興だけを考慮すれば市民プラザ利用者がイーグレひめじ地下駐車場の料金減免を検討すべきかもしれないが、同駐車場を使い、他の市の施設を利用する市民との公平性に鑑み、駐車場料金の減免は対応困難である。	R7.5.8
74	5-15	都市局	イーグレひめじ管理株式会社	<p>施設利用状況調書の稼働率について</p> <p>指定管理者が所管課に報告している市民ギャラリー・市民アリーナの施設利用の稼働率については、利用可能枠数に対する実利用枠にて算出した稼働率の報告を求めることが望ましい。</p>	対応済	報告に係る様式の変更につきましては、所管課からの求めに応じて、適切に対応します。	R7.4.22
	5-15	観光経済局	文化国際課	<p>施設利用状況調書の稼働率について</p> <p>指定管理者が所管課に報告している市民ギャラリー・市民アリーナの施設利用の稼働率については、利用可能枠数に対する実利用枠にて算出した稼働率の報告を求めることが望ましい。</p>	相違	施設稼働率については、稼働日数に対する稼働率でこれまで積み上げてきた実績があり、現在の報告値を基に利用状況の分析に活用しているため、同一条件で統計を取ることが望ましいと考えている。	R7.5.8
75	5-16	健康福祉局	アイシーエス姫路市ウエルフェア株式会社	<p>未払法人税等に係る決算書の表示について</p> <p>次年度以降の決算書の作成にあたっては、「法人税等充当金」及び「法人税等充当額」を「未払法人税等」及び「法人税、住民税及び事業税」の科目で表示する必要がある。</p>	対応予定	ご意見のとおり、令和6年度以降の決算報告書について科目を表示するよう改めます。	R7.5.9
76	5-17	健康福祉局	アイシーエス姫路市ウエルフェア株式会社	<p>監査役と顧問税理士との兼務について</p> <p>監査役と顧問税理士との兼務は解消することが望ましい。</p>	対応予定	現時点では適任者がいないためすぐの改善は難しいが、適任者が見つかれば、兼務解消に向けて検討します。	R7.5.9
77	5-18	健康福祉局	アイシーエス姫路市ウエルフェア株式会社	<p>当団体の今後について</p> <p>障害者がいなくなった段階で、姫路市からの出資を他者に置き換える等を検討することが望まれる。</p>	対応予定	現状の業務を維持する必要があるものの、当団体での障害者の雇用がなくなった段階で障害者雇用促進を目的とする法人の役目は終了するため、市と今後の方向性を協議し、決定してまいります。	R7.5.9

監査テーマ		外郭団体等に係る財務事務等の執行について						
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告(通知)日	
78	5-19	健康福祉局	障害福祉課	<p><b>当団体の今後について</b></p> <p>障害者がいなくなった段階で姫路市は当団体の財政状態を反映した時価で保有株式を外部に売却する等を検討することが望まれる。</p>	対応予定	当団体での障害者の雇用がなくなった段階で障害者雇用促進を目的とする法人の役目は終了するため、市としての出資のあり方を含めた今後の方向性を検討の上、法人と協議し、決定してまいります。	R7.5.9	
79	5-20	観光経済局	株式会社姫路ポートセンター	<p><b>会計マニュアルについて</b></p> <p>会計規程に会計業務の具体的なマニュアルがない。現在の担当者は、前任者から口頭で引継を受け、業務を実施しているとのことであるが、引継漏れや適切な引継ができないように、具体的なマニュアルを作成することが望ましい。</p>	対応済	指摘後、対応マニュアルを作成し、マニュアルに則り業務を実施している。	R7.5.7	
80	5-21	観光経済局	株式会社姫路ポートセンター	<p><b>退職給付引当金・役員退職慰労引当金の未計上について</b></p> <p>社員への退職金については、退職給与金支給規程第2条、役員の退職慰労金については、定款第24条に従い、適正な期間損益の観点から、金額的重要性を勘案し、将来発生すると見込まれる費用を引当金として計上することが望ましい。</p>	対応済	事業年度開始となる6月より、社員退職金、役員退職慰労金の何れも、将来発生すると見込まれる費用を引当金として計上する。	R7.5.7	
81	5-22	観光経済局	株式会社姫路ポートセンター	<p><b>駐車場の賃貸借契約書について</b></p> <p>駐車場の賃借料の支払条件について、現金の持参、口座振込、口座引落の3パターンあり、どれも可能である。この実際の支払条件については、賃貸借契約書と不整合である。したがって、支払条件が賃貸借契約書と不整合であるものについては、賃貸借契約書を修正することが望ましい。</p>	対応済	指摘後、3パターンの支払い条件と不整合の賃貸借契約書について、整合するよう修正した。	R7.5.7	
82	5-23	観光経済局	株式会社姫路ポートセンター	<p><b>領収書の使用について</b></p> <p>領収書の使用にあたり、領収書にナンバリングがなされていなかった。不正利用（現金の横領等）を防止するためには、領収書にはナンバリングをし、ナンバリング管理することが望ましい。</p>	対応済	指摘後、領収書にナンバリングし、管理している。	R7.5.7	
83	5-24	観光経済局	株式会社姫路ポートセンター	<p><b>本社ビルの老朽化について</b></p> <p>本社ビルはかなり老朽化している。特に、同ビルには、定期船待合スペースや貸会議室、テナント入居している企業事務所などがあり、恒常的な利用があるため、同ビル利用者の安全確保のためにも、適切な施設管理が望まれる。</p>	対応済	建物の各種設備について、専門業者による定期的な点検・調査や社員による日常の点検を実施、また、建物に関しても清掃業務や構造体の目視点検を怠らず異常の早期発見に努め、必要により修繕や改修を行うなど、保守管理業務を徹底している。	R7.5.7	

監査テーマ		外郭団体等に係る財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告(通知)日
84	6-1	政策局	企画政策室	<p>姫路市の条例における「外郭団体」という用語の使用について</p> <p>地方自治体における外郭団体については、一般に明確な定義はないとされている。姫路市まちづくりと自治の条例には「外郭団体」の定義を規定した条項はなく、姫路市行政組織規則には、「外郭団体等」の定義を規定した条項はない。したがって、姫路市は、姫路市まちづくりと自治の条例及び姫路市行政組織規則に外郭団体の定義を規定するように改正する案を立案することが望ましい。</p>	対応済	<p>姫路市まちづくりと自治の条例第16条第3項に規定する「外郭団体」については、本市HPで公開している本条例の逐条解説において、姫路市外郭団体指導調整要綱第2条で定める法人が該当する旨を記載している。ご意見の内容については今後の参考とさせていただきます。</p>	R7.5.9
	6-1	総務局	人事課	<p>姫路市の条例における「外郭団体」という用語の使用について</p> <p>地方自治体における外郭団体については、一般に明確な定義はないとされている。姫路市まちづくりと自治の条例には「外郭団体」の定義を規定した条項はなく、姫路市行政組織規則には、「外郭団体等」の定義を規定した条項はない。したがって、姫路市は、姫路市まちづくりと自治の条例及び姫路市行政組織規則に外郭団体の定義を規定するように改正する案を立案することが望ましい。</p>	不対応(対応困難等)	<p>姫路市行政組織規則は、市長の補助機関の組織を定めるとともに、その所掌事務を明確にし、もって行政事務の適正かつ能率的な遂行を図ることが目的であるが、本規則は主に組織を運営していくために必要なものであり、内部的な意味合いが強いものである。したがって、「外郭団体等」について、本規則において定義することまでは要しないと考えらえる。</p>	R7.5.1

監査テーマ		外郭団体等に係る財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告(通知)日
85	6-2	総務局	行政管理課	<p><b>地方自治法第221条第3項の地方公共団体の長の調査等の内容の明確化について</b></p> <p>姫路市では、条例により、外郭団体以外の出資法人について、地方公共団体の長の調査等の対象となる法人等の範囲に含めているところ、外郭団体に対して行うような「助言及び指導並びに指導方針等に係る調整に関し必要な事項」を定めた「ルール」が存在していない。そこで、上記の外郭団体以外の出資法人について、「助言及び指導並びに指導方針等に係る調整に関し必要な事項」を外郭団体に対するものと同等とするのか、軽減するのかの検討を行ったうえで、外郭団体に対して行うような「助言及び指導並びに指導方針等に係る調整に関し必要な事項」の内容を明確にし、「助言及び指導並びに指導方針等に係る調整に関し必要な事項」についての「ルール」を要綱等のかたちで明文化することが望ましい。</p>	相違	<p>対象法人は全て株式会社である。</p> <p>株式会社は営利事業を営むための会社形態の一種であり、株式会社の問題はあくまで会社法のルールに則って、株主・理事等の立場から株主総会、理事会などを通じて解決すべきものであり、市の行政目的を達成するための指導調整はなじむものではない。</p> <p>なお、指導調整の代わりに、市は株主の立場から意見表明するとともに、職員が各団体の理事や取締役として、理事会や取締役会を通じて、その運営により直接的に関与している。</p> <p>今後、株式会社以外の公益財団法人等で市の出資割合が1/4以上の団体が新設された場合についても、原則は外郭団体に位置付けられ、外郭団体指導調整要綱に基づき指導・助言を実施することになると思われるが、仮に、その他の出資法人となる場合には、指導調整要綱等に基づく助言・指導のルール化を検討する。</p>	R7.5.1
86	6-3	総務局	行政管理課	<p><b>姫路市外郭団体総合調整会議について</b></p> <p>姫路市外郭団体総合調整会議において、今回の監査で発見された共通の監査の結果や意見の問題点を共有すること、各所管部署でのモニタリングの実施状況の結果を各外郭団体等の間で共有することは、要綱の第1条の目的に大いに役立つものと考えている。したがって、総合調整会議を開催し、各外郭団体等の間でこのような情報を共有することが望まれる。</p>	対応済	<p>令和7年3月21日に、今回の監査で発見された共通の監査の結果や意見の問題点を共有するため外郭団体総合調整会議を開催した。</p> <p>令和7年度以降も、今回の監査で発見された共通の監査の結果や意見の問題点の追跡調査や、各所管部署でのモニタリングの実施状況の結果を各外郭団体等の間で共有のため、外郭団体総合調整会議を開催する予定である。</p>	R7.5.1

監査テーマ		外郭団体等に係る財務事務等の執行について					
No	結果報告書の整理番号	担当局	担当課	監査結果のテーマ・意見の要旨	対応状況	対応内容	措置等報告(通知)日
87	6-4	総務局	行政管理課	<p><b>姫路市外郭団体総合調整会議について</b></p> <p>総合調整会議においては、各外郭団体等の事業に関する法令や複式簿記の知識等を有した外部専門家の意見も有用となる。総合調整会議に外部専門家を含めることが望ましい。</p>	対応済	<p>外部専門家の活用については、令和元年度に、働き方改革関連法に伴う同一労働同一賃金への対応を行った際には、社会保険労務士を講師に全外郭団体に対して研修を実施するとともに、個別相談にも対応していただくなど、過去にも、外部専門家に参加いただいております。今後も必要に応じて外部専門家を活用していく。</p> <p>令和7年度については、外郭団体総合調整会議の際に、包括外部監査結果への対応内容に疑義がある場合、弁護士である法務専門員に意見を求める予定である。</p>	R7.5.1
88	6-5	総務局	行政管理課	<p><b>モニタリングにおけるチェックリストについて</b></p> <p>モニタリング方法についての詳細なマニュアル（チェックリスト等）はなく、各所管部署の裁量に任せられている。外郭団体要綱第4条において、助言及び指導における留意事項が規定されているが、すべての外郭団体に合致する共通の一般的な留意事項が記載されているのみであり、各外郭団体の事業等に合致したものとなっていない。したがって、有効なモニタリングを実施するためにも、各外郭団体の事業等に合致した詳細なマニュアル（チェックリスト）を作成し、それに基づいてモニタリングを実施することが望ましい。</p>	相違	<p>各団体の事業は毎年度変化するものであり、都度都度の重要項目・チェックポイントは所管課でしか分からないため、各団体の事業等に合わせた詳細なマニュアルについては、必要に応じ、各所管課で整備すべきものとする。</p> <p>仮に全団体共通のチェックリストを作成する場合、項目は共通の一般的な留意事項にならざるを得ず、そのようなチェックリストが機能するとは考えにくい。いずれにせよ、各所管課がより詳細なモニタリングを実施できるための手法については今後も研究していく。</p>	R7.5.1